

京都市交通局管理規程第1号

京都市交通局次長等専決規程の一部を改正する規程を公布する。

平成22年4月26日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市交通局次長等専決規程の一部を改正する規程

京都市交通局次長等専決規程の一部を次のように改正する。

別表第2（第3条関係）職員課長の項第6号を次のように改める。

(6) 職員の児童手当及び子ども手当の受給資格及び額の認定に関すること。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)